

会 員 規 則

1. 規則等の遵守

全ての会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「法律」という)、当法人の定款および諸規則を遵守するとともに、その目的と事業の推進に努め、技術者として誠実に行動しなければならない。

2. 会員の区分

当法人の会員は、以下のとおりとする。

(1) 本会員

法律ならびに定款第6条に定める、社員としての身分を要する「個人会員」および「法人会員」をいう(法律および定款上の社員を「本会員」または「会員」と呼ぶ)。

(2) 協力会員

定款第37条に定める「協力会員」をいう。

3. 会員の登録資格

当法人の全ての会員は、技術士法(以下、「法」という)に規定する「技術士」と科学・技術における「科学者」・「専門技術者」(以下、「登録技術者」という)および当法人の目的と事業に賛同する「法人」(以下、「登録法人」という)を登録資格とする。

4. 会員の募集および登録

当法人の全ての会員の募集および登録は、以下のとおりとする。なお、それぞれ当法人所定の様式により申請された個人・法人は、理事会等の承認および所定の拠出金と会費の納入をもって登録される。

(1) 本会員

理事会の決議によって、期間を定めて募集し、入会金および基金を拠出した個人・法人の入社を理事会が承認する。

(2) 協力会員

基金を拠出した個人の入会を、専務理事が承認した場合、随時登録する。

5. 会員登録の手続き

全ての会員の登録手続きは、当法人運営のインターネット上のホームページ「技術士リングネット」で、所定の入会様式を記載して行うものとする。

6. 本会員

本会員の定款第6章による拠出金の運用は、次のようにする。

- (1) 入会金と基金は、各々一口あたり金10,000円とする。
- (2) 基金は、社員が退社するときには、返還する。ただし、基金の返還は、拠出後3ヶ年間は請求できない。
- (3) 返還する基金については、他の社員または新しく募集する社員に譲渡することを、理事会は求めることができる。特に、拠出後3ヶ年以内の返還に関しては、本項を基本とする場合は、認めることができる。
- (4) 基金の返還は、定時社員総会の決議事項のため、その返還の手続きに関しては、毎年の1月末日に一括して行うこととする。
- (5) 入会金は、円滑な経営基盤を保つため返還しない。
- (6) 拠出金の規模は、基金は最低5口以上、入会金は1口以上とする。
- (7) 入会金は、一般会計に繰り入れ、通常経費として使用する。
- (8) 基金は、特別会計に繰り入れ、通常経費としては使用しない基本財産とする。
ただし、理事会の承認によって、事業年度をまたがない範囲で、運転資金として使用することができる。
- (9) 当法人解散時の基金の返還は、他の債務が優先されるため、残額を口数に割り当てて返還する場合がある。
- (10) 当法人が解散する場合、既に積み立てられた基本財産は、日本技術士会北海道支部、または技術に関する公益法人に寄付・譲渡する。

7. 協力会員

定款第37条による会協力員の資格と義務については、次のようにする。

- (1) 当法人の目的と事業に賛同し、なお所属企業の兼業禁止等が問題となる有「登録技術者」をいう。
- (2) 無報酬で当法人の活動を支援すること。ただし、実費等は支給する。
- (3) 入会金は免除する。ただし、社員として入社するときには、別に入会金を拠出する。
協力基金の拠出額は、3口以上とする。ただし、退会するときには返還する。
- (4) 退会は、所定の手続きによって、理事会の承認を得るものとする。
- (5) 定款に記載のとおり、社員としての議決権は有しない。